

第3章 外国人児童生徒支援のための連携



高橋悦子

川崎市日本語指導等協力者

1. はじめに：外国人児童生徒の対応

川崎市では日本語が十分ではない外国籍児童生徒に対して日本語指導等協力者の派遣を行っています。基本的には生徒の母語を使用できる人が6カ月から1年の間、市内の各学校に出向き日本語指導を含め心のケアを行っています。この日本語指導等協力者は日本語の他にもう一つの言語ができれば誰でも登録することができます。したがって日本人で他の言語ができる人や、外国人で日本語のできる人もいます。最近では派遣前にわずかな研修が行われますが、その後は指導者各個人の指導能力が問われることになります。

指導者のために川崎市総合教育センター主導の研修が年に3回程度あります。また文化庁からの支援金を獲得して日本語指導等協力者自ら企画している自主研修会もありますが、これは特に外国人の指導者のレベルアップをめざしているものです。その内容は、日本語教育専門の先生が外国人の生徒を実際に指導している授業の見学、総合教育センターにおいて指導カリキュラムについての話し合い、母語を効果的に使用する場面についての学習会、特別支援の必要な生徒に対する対応の仕方、仲間の日本語指導等協力者それぞれの実践発表などです。模範授業は私たちのように母語を使用するタイプの授業ではなく、母語を使用しない直接

法の日本語の指導ではありましたが、実際にプロの日本語の先生が子どもに日本語を教えている授業の見学は、とてもインパクトがありました。実際に行われている他の人の授業を見学することにより、外国人の日本語指導等協力者を含んだそれぞれが、自分の授業の振り返りを行うことができました。今後自分の指導に取り入れることのできるようなテクニックも多数授業見学をして得られたので、とてもいい刺激になりました。またグループでの研修も、経験の長い人や短い人がお互いの意見を交換でき「協働学習」の良い場となりました。

私たちの仕事は、依頼された生徒の指導が順調に進めば、一定の指導の期間が経過した後終了となり、その後は各学校での対応となります。しかし場合によっては、日本語の指導だけではない問題が出てくることもあり、指導や相談を重ねて対応策を考えなければならないケースが出てきます。生徒や保護者になんらかの事情がある場合は、指導中あるいはその後も特別な対応が必要なことがあります。また学習に不安が残る場合は、総合教育センターからの派遣での指導の終了後、地域でのボランティアグループや学習支援教室を紹介したり、学校に登録しているボランティアの調整など連携を模索することもあります。

2. 特別な事情の生徒はどのようときに発見できるか

指導中や終了時点で、特別な事情の外国人児童生徒に出会うことがあります。これらの児童生徒の存在は、担任の先生からの相談で発見できることも多いものです。集団の中での行動を見たときに、他の生徒と比較して単にことば（＝日本語）の面だけではなく、行動面での個別な検査が必要と先生方が気づくのです。そのような情報が出されると、本人や保護者と担任と一緒に面接をし、話したり、困っていることを聞きだすことから始めます。これによって、発達に関する検査や母語でのやり取りの中でさらに詳しい現状の検査の必要性が認められたケースがあります。また家庭の事情等による諸問題のために心のケアを含めた指導が必要なこともあり、生徒によってはかなり長期化するケースもみうけられます。

日本語指導とその他の特別な支援の必要性を見極めることは難しいのですが、子どもには必ずそのサインが見られるので、特に母語の通訳としての支援をしている人は様々なサインの見分け方の基礎知識を学ぶことが必要です。もちろん最終的にはそれぞれの専門家の対応が必要なのですが、そこに至るまでのプロセスで母語のできる人の果たす力量が問われるものです。現場では、問題を言語のせいにしてしまい本質的な問題の発見が遅れてしまうこともよくあります。年齢相当の言語の発達や発話が見られるか、語彙が少ない場合は日本語の学習でカバー

できる種類のものであるのか、無口であるのはどのような理由からなのかなどの現状を、正しく見極めていく必要があるでしょう。ある学校では、児童生徒全員に渡された「子ども 110 番」の通報カードによって対応できたケースがありました。学校では子どもの人権を守るための小さなカードを配りますが、この内容を噛み砕いてやさしい日本語で説明していました。その数週間後、実際にそのカードを持っていた生徒が学校の先生経由で、家庭内の暴力を通報することができたというものです。

3. 学校との連携

日本語指導等協力者は各学校に派遣されて対応するのですが、最終的な責任者は誰なのかと言うことを頭に入れて行動することが大切です。私の場合は、学校生活においては担当する生徒の最終的な責任は、各生徒の担任にあるととらえています。情報は担任に一元化して集めて問題に対応することで、正しく現状の判断できるからです。すべての情報を担任に集約し生徒のサポートを多方面から行う。その状況の中で日本語指導等協力者が判断を要する場合、全体の責任者である川崎市総合教育センターの指導主事に情報を伝えたり、相談をしたりします。また担任に連絡した事項でも、時には最終判断が組織の長にゆだねられる重要な件もあります。その場合は、派遣先の管理職である校長に、あるいは校長先生に会う時間がないときには教頭に事情を説明して理解していただきます。何かが起きたときにはなるべく多くの人がかかわり、多面的に物事に対処していく必要があるからです。担任一人が抱え込んだり押しつけられてしまう問題ではないと、私は考えています。最近では多言語間、異文化間でのこのようなケースが増えてきていると思います。それらの情報の開示や対応策、事例をお互いに学びあう必要もあるのではないのでしょうか。

実際に指導した例として、家族の帰りが遅い、食事の世話をしてくれない、家の中が汚く整理整頓がなされていないという状況の中で暮らしていた生徒のケースがありました。このような家庭の事情で困難な生活を送っていた生徒に対して「家庭科から学ぶ生活と日本語」と言うシリーズの授業を行ったのです。「日本語教育を取り入れた家庭生活を送る為の基礎知識の学習」を目標とし、調理実習を取り入れた体験学習の授業にしました。学習内容は、「栄養の学習と調理」「洗濯を含めた衣類の管理」「住居の管理」に関するものでした。本人が自分で生き抜くということを自発的に選択しなければ、家族のことを批判しても始まらないと考え、企画しました。文部科学省のJSL（第二言語としての日本語）指導のため

の AU カードの中からそれぞれの項目を取り出し、家庭科の調理実習を含めた指導でした。保護者が家庭で十分に支援ができない場合に日本語教育をしながらどうサポートできるのかということ念頭にいた教案で、栄養のバランスを考えた献立づくり、調理方法などを学習したのです。この授業のために家庭科室使用の提供をうけ、校長をはじめ、保健や担任の先生方との話し合いや幾度もの家庭訪問など、学校側と綿密なプランづくりで協働しました（図 1、表 1 参照）。

4. 児童相談所との連携

心の問題や他の特別な指導が必要な事情が生じた時には児童相談所への連絡となります。パンフレットによると児童相談所の機能は「子どもたちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関です。お子さん（0才～18才未満）のことで悩みなさんからの相談を受け、一緒にその問題解決に努めます。お子さん自身からの相談もお受けします。」とあり、「こんな相談を」と言う部分では

- ・ しつけ、家庭教育
- ・ 知的能力、ことば、身体の発育
- ・ わがまま、落ち着きがないなど気になる性格
- ・ 夜尿、指しゃぶり、チックなど気になる癖
- ・ 盗み、家出、反抗、シンナーなど
- ・ 不登校・いじめ
- ・ 色々な家庭の事情で子どもの養育ができない
- ・ 子どもを虐待してしまう
- ・ 近隣で子どもを虐待している人がいる
- ・ 里親になって子どもを育てたい
- ・ 養子が欲しい

とあります。また「必要に応じて家庭訪問をしたり、あるいは知的能力・発達・性格などの諸検査及び医師による診察なども行う」と書いてあります。「家庭で育てていくことが困難な場合には施設や里親宅で預かる」ともあり、子ども本人からの相談も受け付けています。これは学校経由で児童相談所への連絡を行い個別に対応していただくもので、本人や保護者の了解を取る必要があります。ここでも言葉の壁が立ちただけ、通訳の役割は重要です。一度児童相談所に相談をゆだねてしまうと、学校と児童相談所間の連絡がスムーズに行かないこともあります。個人の情報を守るということと関係者の間で情報を共有して対応するとい

うことの間で、微妙な判断をせざるを得ないといったことがその理由です。このような場合も日本語指導等協力が者が個々に情報を得るのではなく、児童相談所と学校間の連携がスムーズに行くように双方に情報の提供を行う必要があると思います。外国籍生徒と保護者、カウンセラーとのコミュニケーションを取るために、指導者が通訳者として面談に同行するケースがあります。時には事がうまくいかない折に通訳の責任として批判を受けることもあり、また時間的にすべてに対応できるというわけではないので、国際交流センターの通訳派遣など、他の機関からの通訳をお願いすることもあります。しかし保護者からは学校での通訳と同人物をとの要望が出されることがあります。これは特に心のケアの問題に関する通訳の場合は、それまでの経過がわかっていなければ十分な通訳をすることができず、経緯の説明をしていると面接の時間の半分はその説明で失われてしまうからです。この辺にも二つの国や言語を挟んで心の問題を扱うときの難しさがあるように感じられます。二言語ができるということだけでつい日本語指導等協力が者が係りがちですが、私たちのできる範囲というもの限界をわきまえる必要もありそうです。

5. 外国人に対応する医師、カウンセラーとの連携

日本語指導等協力が者が心の問題を扱うときの難しさは、外国語ができたり保護者やコミュニティを知っていたりということから、生徒に対応しているカウンセラーや学校の先生から求められる役割が拡大することです。その範囲は地域にいる精神科にまでおよぶこともあります。医師によっては多言語間でおこる問題に詳しい人ばかりでなく、あまり経験のない人とがいることも事実だからです。地域の医療通訳が同行して地域で診断してもらうのか、コミュニティの中での専門的な医師も紹介するのかという問題もあります。どこまでの個人情報を持示するのかということでも迷うことも何度ありました。コミュニティ専門の医師の場合は母国語での診断が可能であったり、多文化間の問題の知識も広いといえるでしょう。しかし、一般的に生徒が住んでいる地域とは離れていることが多く、医療費も高額になり予約も取りにくい状況があります。また交通費がかかったり通院するための時間も要します。保護者は仕事を休んで一日がかりで行く必要も出てきます。このようなことを考えた場合地域の医療機関とコミュニティの専門の医療機関の間での情報提供や連携も、今後配慮していかなければならない大切な課題であると痛感しました。

6. 市役所との連携

諸般の事情があり、生活を支援するために市役所の人と連携を図る支援が必要となることもあります。私たちは生徒を取り巻く教育と言う場での対応のはずなのですが、結果としてはその他の機関とも連絡せざるを得ないことも起こるからです。例えば、経済的に困難な場合は、生活保護や就学援助の申請があります。このような申請様式はあまり特別な個別事情がない限り、多言語に翻訳されているのでそれを利用することが可能です。しかし特別な事情のある場合は連携が必要となり、民生委員の訪問を必要とする家庭や市民援護課が絡む場合もあります。それまで経験のない分野同士での連携になるので最初は大変ですが、子どもを守るためという共通の思いがあればお互いがつながっていくことが可能であると思います。しかし、ここでもそれぞれの立場の人の配慮や努力が求められます。またここでも言葉をつなぐのはバイリンガル、バイカルチャーの人でしょう。

7. 保護者、学校、児童相談所、市役所、総合教育センターが集まるカンファレンス

ある生徒のケースでは保護者、学校、児童相談所のカウンセラー、ソーシャルワーカー、管理職、市役所の生活保護課、総合教育センターの指導主事それと日本語指導者である私が一堂に会することもありました。それぞれの人が各々の立場で子どもにとって一番いい方法を探るためのものでした。合計10名もの人が一人の生徒のために集まり検討会を行ったのです。言葉だけではなく本当の意味での連携であったと思います。しかし、そのような場を設けても学校と児童相談所の微妙な立場の違いから問題はなかなかいい方向に進まないこともありました。連携を行ったとしても自分の立場からだけではなく相手の立場も含めて「異なる文化」、すなわち異文化を理解した上で接触を重ねて問題解決をしていかなければならないことを学びました。そのような場での通訳では本当に神経をすり減らして疲れますが、連携を進めていく大切さも十分味わいました。

ある児童の来日当初描いた絵がありますが、こんな絵を描いていた時期があったのだと思い起こしても悲しい気分になります。心を病んで学校に行けなくなり、学校だけではなく家庭での問題も重なり、不登校、リストカットを繰り返していた生徒です。しかし、現状をよく分析してみるとこのようになった状況の中で異文化間、言語の影響がどれほどの部分を占めていたのであろうかということを詳細に見ていく必要があると感じたのです。たまたま私は縁があり、その生徒の母国を訪問した折に以前通っていた学校の先生にお会いして様子をうかがうことが

できました。以前の学校ではカウンセラーが常駐しており心理的なケアも受けていたようで、来日後起きた問題と酷似していた状況が実は母国でもあったという事実でした。私の訪問後、以前のカウンセラーの先生も心配されてメールで本人に連絡を取ってくださっていました。来日以前の問題、移動したことによる問題など複合的に絡まって状況が悪化していったのでしょうか、単純に「来日したこと」「言語」だけが原因ではなく、それ以前にも心や発達等何かを抱えていたということです。このようなことも考慮して、もっと細かな対応策を考えていただけたらと思います。

8. 今後の課題

学校を中心にした連携がすすんでいくと、お互いが理解できるように事実を適切な言語で表現して協議する必要がますます増えていくように思われます。時には弁護士や警察も交えた対応が必要となることも出てきています。例えば、児童福祉法の中のどの条文がそれぞれの件で該当するののかということもきちんと把握した上での対応が必要となります。条文を相手に突きつけるということではなく、どのような根拠で行動しているかを確認することも必要になってきています。多文化社会においては、さまざまな考え方をする人がいるのですから感覚的なものではなく、きちんと言語化された根拠の元での行動も必要ではないでしょうか。今後それぞれの機関がますます専門性を高めながら連絡を取り合い、連携のための工夫をしていくことも大切ではないかと思えます。

月 日 名前 ()

はかる	①計量カップ 計量カップ1は() mlです。 ②計量スプーン 大さじ1は() mlです。 小さじ1は() mlです。 ③はかり
盛りつける まぜる	④フライ返し ⑤玉じゃくし ⑥穴じゃくし ⑦パット ⑧さいばし ⑨あわたて器
洗う	⑩スポンジ ⑪たわし ⑫ざる ⑬あらいおけ ⑭水切りかご ⑮ふきん ⑯ボール
切る	⑰ほうちょう ⑱まな板 ⑲たまごきり器
加熱する	⑳フライパン (鉄) 21 フライパン (表面特しゅ加工したもの) 22 ふたつきなべ
ごみを 始末する	23 ごみぶくろ 24 生ゴミ入れ

下の絵を見て名前を言いましょう。



図1 指導用プリント「調理に使用する道具」

表 1 家庭科から学ぶ生活と日本語

本人の日本語： 日常生活には全く困ることのない日本語能力あり

ペルーでは1年生より5年生中間まで学習

目標： 家庭生活を送るための学習と日本語教育

調理実習を含んだ体験学習

週2回 1回2時間

栄養の学習と調理に関する学習

洗濯を含めた衣類の管理に関する学習

住居の管理に関する学習

時期	めあて	学習活動	A U
1	調理を行い材料、手順の日本語の学習。 包丁の使い方 調味料の計量の学習	ペルーの家庭料理の調理実習	A 知識の確認 C 観察する（観察、比べる、変化を観察する） D 操作して調べる
2	人間の体に必要な栄養素について 調理の実習	献立を立てる折に人間の体に必要な3要素:でん粉、たんぱく質、ビタミンの働きについて学ぶ。 冷凍食品、インスタントのスープの素を利用して手際よく調理をする工夫 調理実習：チューペ デ カマロン	E 情報を利用する H 条件的に考える A 知識の確認
3	献立の中から栄養素のバランスを考える 電子レンジを使用した調理	前回の3栄養素の含まれている食品を献立の中から探す 調理の時間を短縮する単の工夫（電子レンジを利用したポテトサラダ）調理実習：オムレット ポテトサラダ	D 操作して調べる
4	調理に使用する言葉の確認	調理の時に使用する単語の学習 それらの単語を使用して調理する料理の名前を挙げる 調理実習：ホワイトシチュー サラダ	F 分類して考える G 比較して考える
5	常備できる野菜、缶詰について学習する	家庭の中で常備すると便利な野菜について学習する。 常備すると便利な缶詰、瓶詰について	F 分類して考える H 条件的に考える
6	自分で献立を考える		K 表現する